

記入例

提出する日付を記入してください。

平成 年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

高等学校等就学支援金

（該当する方に✓印を付けてください。）

受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。（入学・転入時等、これまで就学支援金を支給されていない場合）

収入状況届出書（2回目以降）

既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

（保護者等や収入状況に変更があった場合や、休学から復学した場合等）

（次の2つの事項を必ず確認の上、□に✓印を付けてください。）

この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。

この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入にあたっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな	ふくしま			けんた		クラス
生徒の氏名	姓	福 島	名	県 太		18A

生徒の生年月日	平成 14 年 5 月 5 日					
生徒の現住所	〒 960-8688 福島 都道府県 福島 市区郡 杉妻町2-16					
保護者等の連絡先	（日中連絡のつく電話番号） 090-XXXXX-XXXX					
生徒が在学する学校の名称	福島県立いわき光洋高等学校					

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記載不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、支給停止期間等は含めません。）

①現在の学校の在学期間	学校名 立	平成 年 月 日 ～ (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科
②過去の学校の在学期間	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科

記入例① 両親の課税証明書等を添付する場合

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分（いずれかの口に✓印を付けてください。）

4月～6月（前年度の課税証明書等を添付） 7月～翌年6月（当該年度の課税証明書等を添付）

(2) 申請・届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。

（次の①～⑦までのいずれかの口に✓印を付けてください。）

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

① 親権者(両親) 2名分

親権者1名分（アからウまでのいずれかの口に✓印を付けてください。）

（親権者が、一時的に親権を失った場合、④から⑦までのいずれかの口に✓印を付けてください。）

✓印を記入してください。

- ②
- ア 親権者の1人が控除対象配偶者である場合
→控除対象配偶者である方の課税（非課税）証明書等は不要です。
※ ただし、課税証明書等を提出する方の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が50万円以上である場合には、確認のため、親権者（両親）2名分を提出していただきますので、①に✓印を付けてください。
- イ 親権者の1人が課税期日（※）に日本国内に在住していなかった場合
→日本国内にいた方の課税（非課税）証明書等のみ提出してください。
※ 課税期日とは、その年の1月1日。ただし、前年度の課税証明書等を提出する4～6月については、前年の1月1日。
- ウ ・離婚、死別等により、親権者が1名の場合
・親権者は2人であるが、家庭の事情により、やむを得ず親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等

③ 未成年後見人 名分
親権者がおらず、未成年後見人が選任されている場合
※ 未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分の課税証明書等を提出してください。
※ 未成年後見人が法人である場合や、未成年後見人に生徒の扶養義務がない場合は、その者を除きます。

④ 主たる生計維持者(生徒の生計をその収入により維持している者) 1名分
・ 親権者又は未成年後見人が存在しない場合
・ 生徒が成人に達しているが、保護者に扶養されている場合 等

⑤ 生徒本人
親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、
・ 生徒が成人に達している場合
・ 生徒が未成年であるが、道府県民税所得割額又は市町村民税所得割を課されるだけの収入がある場合 等

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

- ⑥ 親権者、未成年後見人、未成年後見人が未成年で道府県民税所得割額又は市町村民税所得割を課されるだけの収入がある場合
- ⑦ 親権者、未成年後見人、未成年後見人が課税期日に日本国内に在住していなかった場合（課税証明書等を提出しない）

(3) に両親の氏名と続柄をそれぞれ記入し、両親それぞれの課税証明書等を添付してください。

(3) 課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑥又は⑦に✓印を付けた場合は不要です。）

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
福嶋 県一郎	父	福嶋 市子	母

子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】

（次の事項を確認）

✓印を記入してください。

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 平成 年 月 日（学校において記入。）

記入例② 母が父の控除対象配偶者である場合

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分（いずれかの口に✓印を付けてください。）

4月～6月（前年度の課税証明書等を添付） 7月～翌年6月（当該年度の課税証明書等を添付）

(2) 申請・届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。

（次の①～⑦までのいずれかの口に✓印を付けてください。）

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

① 親権者（両親）2名分

親権者 1名分（アからウまでのいずれかの口に✓印を付けてください。）

（親権者が、一時的に親権を行う見込みがある場合は、ア～ウまでのいずれかの口に✓印を付けてください。）

✓印を記入してください。

ア 親権者の1人が控除対象配偶者である場合

→控除対象配偶者である方の課税（非課税）証明書等は不要です。
※ ただし、課税証明書等を提出する方の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が50万円以上である場合には、確認のため、親権者（両親）2名分を提出していただきますので、①に✓印を付けてください。

イ 親権者の1人が課税期日（※）に日本国内に在住していなかった場合

→日本国内にいた方の課税（非課税）証明書等のみ提出してください。
※ 課税期日とは、その年の1月1日。ただし、前年度の課税証明書等を提出する4～6月については、前年の1月1日。

ウ ・離婚、死別等により、親権者が1名の場合

・親権者は2人であるが、家庭の事情により、やむを得ず親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等

③ 未成年後見人 名分

親権者がおらず、未成年後見人が選任されている場合

※ 未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分の課税証明書等を提出してください。

※ 未成年後見人が法人である場合や、未成年後見人に生徒の扶養義務がない場合は、その者を除きます。

④ 主たる生計維持者（生徒の生計をその収入により維持している者）1名分

・ 親権者又は未成年後見人
・ 生徒が成人に達している場合

（3）に課税証明書を提出する保護者の氏名と続柄を記入し、その方の課税証明書等を添付してください。

※ 配偶者控除がなされていることを確認できる書類を提出してください。

【注意点】

1 父の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が50万円以上の場合には、

控除対象となっている母の分の課税証明書等も確認する必要があります。この場合の区分は①となります。

2 配偶者特別控除の場合の区分も①となります。

上記の2事例の場合は、(3)に両親の氏名を記載するとともに、

(3) 課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑥又は⑦に✓印を付けた場合は不要です。）

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
福嶋 県一郎	父		

子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】

（次の事項を確認）

✓印を記入してください。

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 平成 年 月 日（学校において記入。）

記入例④ 両親も未成年後見人もおらず、祖父が主たる生計維持者である（生徒を養っている）場合

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分（いずれかの口に✓印を付けてください。）

<input type="checkbox"/> 4月～6月（前年度の課税証明書等を添付）	<input checked="" type="checkbox"/> 7月～翌年6月（当該年度の課税証明書等を添付）
---	---

(2) 申請・届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。

（次の①～⑦までのいずれかの口に✓印を付けてください。）

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。	
①	<input type="checkbox"/> 親権者(両親) 2名分
②	親権者 1名分（アからウまでのいずれかの口に✓印を付けてください。） （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかの口に✓印を付けてください。）
	ア <input type="checkbox"/> 親権者の1人が控除対象配偶者である場合 →控除対象配偶者である方の課税（非課税）証明書等は不要です。 ※ ただし、課税証明書等を提出する方の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が50万円以上である場合には、確認のため、親権者（両親）2名分を提出していただきますので、①に✓印を付けてください。
	イ <input type="checkbox"/> 親権者の1人が課税期日（※）に日本国内に在住していなかった場合 →日本国内にいた方の課税（非課税）証明書等のみ提出してください。 ※ 課税期日とは、その年の1月1日。ただし、前年度の課税証明書等を提出する4～6月については、前年の1月1日。
	ウ <input type="checkbox"/> ・離婚、死別等により、親権者が1名の場合 ・親権者は2人であるが、家庭の事情により、やむを得ず親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者がおらず、未成年後見人が選任されている場合 ※ 未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分の課税証明書等を提出してください。 ※ 未成年後見人が法人である場合や、未成年後見人に生徒の扶養義務がない場合は、その者を除きます。
④	（3）に主たる生計維持者の氏名と続柄を記入し、その方の課税証明書等を添付してください。
⑤	主たる生計維持者：親権者（父母）ではない生徒を養っている方 （健康保険の扶養者となっている方） 例）祖父、祖母等1名 提出書類：課税証明書等 + 生徒の健康保険証（扶養関係を確認します）
⑥	<input type="checkbox"/> 未成年で道府県民税所得割額又は市町村民税所得割を課されるだけの収入がない場合
⑦	<input checked="" type="checkbox"/> ✓印を記入してください。 主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住し（イ参照）

(3) 課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑥又は⑦に✓印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
福嶋 県之助	祖父		

子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】

（次の事項を確認の）

✓印を記入してください。

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 平成 年 月 日（学校において記入。）

